

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年2月9日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達理
同 橋本雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 鷲海晶
同 川崎恵
同 伊原ひかり
同 宮本浩河

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - KKRインフラストラクチャー・ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - KKR Infrastructure Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 () 当初申込期間
100億米ドル(約1兆5,656億円)を上限とします。
() 継続申込期間
100億米ドル(約1兆5,656億円)を上限とします。
(注)米ドルの円貨換算は、2025年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.56円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和8年2月2日付で提出した有価証券届出書につき、リスクに対する管理体制に関する記載および参考情報を追加するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

訂正箇所を下線または傍線で示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

(前略)

中間ファンド

(中略)

潜在的投資者は、ファンドに投資するか否かを決定する前に自らのアドバイザーにご相談いただく必要があります。さらに、中間ファンドの投資プログラムが時間の経過とともに発展および変化するにつれ、(ファンドを通じた)中間ファンドへの投資は、追加的かつ異なる、実際の、あるいは潜在的な利益相反の対象となる可能性があります。

<訂正後>

(前略)

中間ファンド

(中略)

潜在的投資者は、ファンドに投資するか否かを決定する前に自らのアドバイザーにご相談いただく必要があります。さらに、中間ファンドの投資プログラムが時間の経過とともに発展および変化するにつれ、(ファンドを通じた)中間ファンドへの投資は、追加的かつ異なる、実際の、あるいは潜在的な利益相反の対象となる可能性があります。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

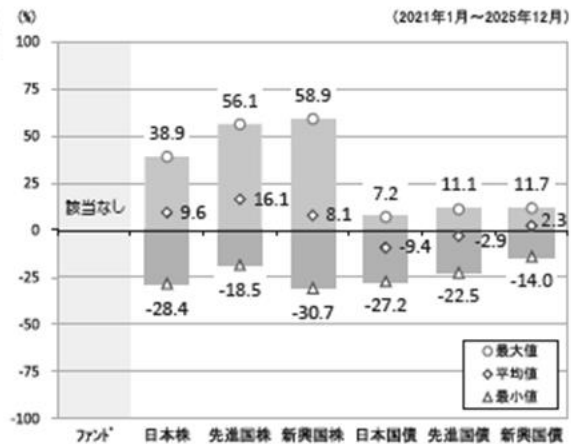
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

ファンドの運用は、2026年3月31日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは、2026年3月31日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、年間騰落率を表示できません。

(各資産クラスの指数について)

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込) (米ドルベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
- 日本国債：FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)
- 先進国債：FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)
- 新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込) を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込) (米ドルベース) をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース) をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス (米ドルベース) をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース) をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース) をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。